

生 デ 第 6 号

令和5年6月20日

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、生駒市民などの生駒市に関係のある人が参加できる、オンライン上のプラットフォームを構築し、その運営の支援等を実施する業務である。本業務を遂行する委託先は、当市に参加型合意形成プラットフォームを提供し、なおかつ当市職員及びプラットフォーム参加者が当該プラットフォームを円滑に活用し、プラットフォーム上における議論を活性化させるファシリテーションなどの支援に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても「4 公募要件」を満たすと認められる者がいない場合、又は公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、「4 公募要件」を満たすと認められる者がいる場合は、プロポーザル方式により受託候補者を特定する手続（以下「比較競技」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

参加型合意形成プラットフォーム構築等業務

(2) 業務内容

①合意形成に向けて、次の機能を有する参加型合意形成プラットフォームを、既存のシステムをカスタマイズすることによりインターネット上に構築すること。

- ・参加者は対話のテーマごとにアイデア等を投稿することができ、既に投稿されたアイデア等をテキストマイニング等で自動分析し、視覚的にわかりやすく表示する機能を有すること

- ・投稿されたアイデアをもとにプロジェクトを設定し、プロジェクトごとに利用者がチャット等により議論ができる機能を有すること。

②職員が参加型合意形成プラットフォームを運用するに当たり、事業実施の助言、先行

事例に基づくノウハウの共有及び参加型合意形成プラットフォーム内でのファシリテーション支援を行う。また、インターネット上に構築した当該参加型合意形成プラットフォームの保守、操作に関する問い合わせ対応を行う。

- ③主に参加型合意形成プラットフォームを活用する本市職員を対象とした対面研修の開催

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「生駒市建設工事等入札参加資格者入札停止措置要領」に基づく競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった比較競技の手続期間において、「生駒市建設工事等入札参加資格者入札停止措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 「2 請負契約等の概要」に記載する機能を有する参加型合意形成オンラインプラットフォームを開発した実績があり、参加者が利用しやすいカスタマイズを実施した当該参加型合意形成プラットフォームを提供した実績を有すること。
- (3) 参加型合意形成プラットフォームのシステム開発又は当該参加型合意形成プラットフォームを活用した支援を実施した経歴を有する者が在職していること。
- (4) 参加型合意形成プラットフォームにおける議論を活性化させるファシリテーションを実施し、併せて、当該参加型合意形成プラットフォームに関するコンサルティング支援の実績及びノウハウを有していること。

5 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和5年6月20日（火）～令和5年7月4日（火）までの8時30分から 17時15分まで（閉庁日を除く。）

② 配布場所

- (1) 生駒市ホームページにおける掲示

(2) 市役所現地における配布

生駒市地域活力創生部デジタル推進課スマートシティ推進室

所在地 奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所2階 24番窓口

電話 0743-74-1111(内線2860)

担当 森田

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ

② 提出場所

上記(1)②(2)に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市地域活力創生部デジタル推進課スマートシティ推進室

所在地 奈良県生駒市東新町8番38号

電話 0743-74-1111(内線2860)

担当 森田

7 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の比較競技を中止する場合がある。